

中世後期の東国守護をめぐる二、三の問題

新田 英治

佐藤進一氏のいわゆる「権力の二元論」¹⁾を応用して表現するならば、室町幕府体制下、東国を管轄する行政府としておかれた鎌倉府の首長である鎌倉公方の権力は、大別して、公方直臣である奉公衆に及ぶ「主従制的支配権」と、関東分国の各国におかれた守護を介して国内の人々一般に及ぶ「統治権的支配権」という、二種の権能に基礎づけられていたとすることができる。このうち、前者は鎌倉公方のいわば「私的」な手勢を形成するものであり、後者こそが鎌倉公方の「公的」な性格を基礎づけていたといつてさしつかえあるまい。

この、鎌倉府―守護―国内の人々という関係は、鎌倉府のもとで完結したものとより、室町幕府体制のなかで構成された関係であり、守護の上位に幕府と鎌倉府という二重の上位権力が存在する故に、いくつかの問題が惹起される。例えば、守護に対する統制手段としてまず思い起されるのは、補任（改替）権の存在であろうが、東国守護の補任権の所在については若干議論の余地があるので、まずその点からはじめることとする。

従来、東国守護の補任権は、その他の地域の場合と同じく幕府にあるとするのが一般的な理解であった。ところが伊藤喜良氏は、応永後期のいくつかの史料を根拠として、①上杉氏に対しては幕府が補任権を持ち、補任状も発給しているが、②その他の諸氏に対しては幕府は推挙権を持つのみで、補任権は鎌倉府にあった、という新説を唱えた⁽²⁾。この説は鎌倉府を幕府体制から相対的に自立した東国地域政権とする構想の一環として示されたものであり、これに対しては現在のところ正面きつた批判・反論は提起されていないように思われる⁽³⁾。

だがしかし、この説にはやや問題とすべき点がある。守護の「推挙権」といい「補任権」という、それぞれの権限の内容と相互の関係が十分に明らかにされていない点は問題であるし、また具体的な事例に徴しても、例えば上総国についてみると、この国の守護は応永中期頃までは犬懸上杉氏であり、幕府から発給された補任状も残存しているが、犬懸上杉氏憲（禪秀）が鎌倉公方足利持氏と対立して没落したのちには、宇都宮持綱が同国の守護となっており、伊藤説に従うと、この場合の補任権は鎌倉府に帰属するのであるから、同じ国について補任される者が誰であるかによって補任権者が異なるという、いささか奇妙なことになる。実は、伊藤説の論拠とされた史料は、主としてこの宇都宮氏の守護補任をめぐるものであり、となれば、伊藤説の論理構成と、その前提にある史料解釈が果して妥当であるかどうか、若干の吟味が必要とされることになろう。

宇都宮持綱が上総守護に任じられた経緯については『満濟准后日記』に記事があるが、それによると、確かに幕府は持綱を守護に「吹挙」し⁽⁵⁾、その後持綱が「自鎌倉補任」されたとする報せが京都にもたらされている⁽⁶⁾。伊藤氏はこれをもって、鎌倉府が「補任権」を行使した証拠としているが、しかし『満濟准后日記』によれば、更にその後、関東使節の帰国に際して幕府から「宇都宮上総国守護職事、無相違御領掌」との返事が与えられ

ており、⁽⁷⁾宇都宮の守護補任手続きは、「自鎌倉補任」によつて完了したのではなく、鎌倉府の同意を得たうえで、幕府からの補任によつて完了した、と解釈することができる。

このことは、次の事例によつても確認することができる。「満濟准后日記」によれば、常陸国の守護職は鎌倉府の側から佐竹義憲を「相計」い、それによつて義満・義持の二代にわたつて「安堵御判」が下されている。⁽⁸⁾これらの事例を見るかぎりでは、関東諸国の守護補任権も、補任される者が上杉氏であると否とを問わず、最終的には幕府にあるのが少なくとも手続的には本来の形であつた、と見るべきであろう。

実はこの時期は、上杉禅秀の乱の後、幕府と鎌倉府との間の政治的な対立が表面化しつつあつた時期にあたり、守護に対する指揮権をめぐる両府の間に対立があり、それが守護補任に際して問題となつた可能性は十分にある。この時期の守護補任に関しては、幕府・鎌倉府いずれかが「補任権を掌握した」というような物言いで説明を終えることはできず、そもそも「守護に補任する」とはどういうことであり、幕府と鎌倉府という二重の上位権力のもとにあつた中世後期の東国のような社会構造のなかでどのように機能したのか、という問題に一旦還元して論じる必要があるのではなからうか。

守護補任権の所在については伊藤説に従うことはできないとしても、「上杉氏とその他の守護」という対比に意味がないかというところではなく、東国守護の特質を説明する手がかりはその点に求められるのである。そこで、「補任権の所在」という問題を設定を離れて、以下にまず「上杉氏とその他の守護」の差異の一面を、「守護権」の機能の仕方の違いから少しばかり検討してみたい。

上杉氏守護国とそれ以外の国、という区分は、かつて峰岸純夫氏によつて提起された地域区分、すなわち中

世後期の東国を、およそ利根川（勿論旧利根川）を境とする二つの地域に分け、それぞれ異なった特色を持つ地域として考えようとする地域区分⁹⁾にほぼ対応する。峰岸氏によれば、利根川以東の地域は鎌倉時代以来、常陸の佐竹・小田、下総の千葉・結城、下野の小山・宇都宮などの豪族が勢力を張り、それらの中から守護が選任されたのに対し、利根川以西の地域では、もとその地に地盤を持った伝統的豪族の多くは北条氏に駆逐され、鎌倉時代末までに北条氏守護国となっており、室町幕府―鎌倉府のもとでは多く上杉氏が守護に任ぜられた。また、鎌倉府の倒壊の後、「東」には古河公方を求心点とした諸豪族のゆるやかな連合が成立し、「西」の上杉氏勢力・後北条領国体制と対峙している。峰岸氏は、東国内部の「東と西」のそうした地域差を、鎌倉時代以来の歴史過程のなかで条件づけられ連続性をもつたものとして記述しているのである。この地域差をどのように意味づけるかという問題はともかく、地域区分の発想自体は、その後多くの研究者によって継承され¹⁰⁾、さまざまな研究成果を生み出している。ここで当面する問題、つまり東国守護の「上杉氏とその他」という二類型をめぐる問題も、そのヴァリエーションとして扱われうるかもしれない。すなわち、この二類型が、「東と西」の地域の特質の差異に由来する「守護」の性格の差異、「守護権」の機能の仕方の差異にある程度対応するのではないかという可能性は考えられる。但し、やや微細にわたってみるならば、「東と西」という区分自体や大雑把にすぎるともある。例えば上総・安房を「東」に括つてよいか、甲斐国をどのように位置づけるか、といった問題は残る。従つてここでは、峰岸氏の地域区分を念頭に置きながらも、「上杉氏守護国とそれ以外」という実態に即した検討からはじめようと思う。

まず上杉氏守護国についてみよう。これには、上野・武蔵・伊豆、それに応永中期までの上総が含まれる¹¹⁾。

これらの諸国を特徴づけるものとして、国単位の「一揆」の存在が挙げられる。伊豆については確認されていないが、その他の国については武州一揆・上州一揆、それに上総本一揆のように、国名を冠した一揆の存在が知られている。⁽¹²⁾ 上杉氏守護国以外では、こうした例は知られていない。

上野・武蔵の「一揆」について峰岸氏は、「族縁的な一揆」から「地縁的な一揆」へとという発展の図式を提示し、その編成替えの時期を十四世紀末に想定している。峰岸氏によれば、「藤家一揆」や「平一揆」などに代表される「族縁的な一揆」は、「惣領制的結合の二形態」としての「党」の後身であり、「上州一揆」や「武州一揆」のような「地縁的な一揆」は、国人の地域的な連合体であって、いずれにしても守護による「タテ」の秩序編成に対抗する「ヨコ」の秩序形成の原理を表現したものであるという。そして、族縁から地縁への編成替えは、国人の自生的な結合形態の変化として理解されている。⁽¹³⁾

ここでは、族縁・地縁いずれの「一揆」も自生的かつ恒常的な結合を持った組織であることを前提として論が展開されているが、果してそれは妥当な前提であろうか。この時期の史料に登場する「一揆」は、実際にはほぼ例外なく軍勢の表現である。⁽¹⁴⁾ つまり、これらの「一揆」は、鎌倉後期に蒙古襲来の可能性に対する備えとして創出された「一揆」体制——「地頭御家人并寺社領本所一円地輩」をして「守護人之催促」のもとに「一揆」せしめる体制⁽¹⁵⁾——を淵源とする「戦陣一揆」と同様の、すなわち国内の「武勇に堪える輩」に対する守護の軍事指揮権発動にに応じて「一揆」した人々の謂いなのであって、その結合は「守護人之催促」を契機とした臨時のものであり、自生的・恒常的な組織を形成していたとは限らないのではあるまいか。族縁から地縁へとという「一揆」の形態変化は軍勢動員の形態変化に対応し、つまり国名を冠した一国単位の「一揆」の登場は、

守護による軍勢動員が、族縁的な関係を経由することなく、領域的な形をとって国内の人々一般に対して行なわれるようになったことを意味しているとも解釈しうるであろう。

そうしたこととの関連で注目されるのは、およそ応永中期頃の鎌倉府の儀式次第を古河公方足利成氏の時代に回顧記述したとされる「殿中以下年中行事」⁽¹⁶⁾において、「一揆」が「国人」と区別された階層として掲げられていることである。「一揆」は、鎌倉時代の地頭御家人の流れを汲むとされる「国人」より一段低い扱いをうける階層として記述されているが、上州・武州などの「一揆」構成員がすべて「国人」と区別され、「国人」よりも低く位置づけられた「一揆」階層に属したかという点、必ずしもそうではない。例えば、武蔵の「白旗一揆」や「武州一揆」において、「国人」クラスの武士たちも軍勢としての「一揆」に参加している場合があり、従って「殿中以下年中行事」における「一揆」は、個別的な主従関係によってではなく、「一揆」する可能性によって公方（ないし守護）と結びつけられている「その他大勢」を指しているものと解釈するのが妥当と思われる。

さて、以上のように議論を進めたところで、こうした問題が、「権力の二元論」、すなわち「主従制的支配」と「統治権的支配」という対比に密接に関連したものであることに気づかれよう。そのことは、このような一国単位の「一揆」が見出されない諸国、すなわち上杉氏守護国以外の諸国について見ることによって、より明らかになると思われる。

上杉氏守護国以外の諸国において動員される軍勢は、一国単位の形では登場しない。そのことは、「伝統的豪族の勢力が一国に複数存在している」という事実からごく自然に了解されることでもあろうが、「惣領制的

に」であれ、「主從制的に」であれ、それぞれの豪族のもとに構成された軍勢動員は、それぞれの豪族と特定の人々との間において個別的に形成される関係に基づくものであり、守護の軍事指揮権に基づいて一国内の人々一般を「一揆」せしめるという発想と、その点で対立的な性格を有すると考えられる。敢えて対比するならば、前者を「主從制的支配権」と結びついた、後者を「統治権的支配権」と結びついた軍勢動員の形態として理解することが可能であろう。

例えば、『鎌倉大草紙』などの史料における軍勢表記を見ると、しばしば「関東諸大名結城入道千葉介」などと「上野武蔵一揆」とが並列されている。つまり、上杉氏守護国以外の諸国においては、守護クラスの豪族と云つてよいと思われる「関東諸大名」のもとに構成された「惣領制的」な族縁結合や、「主從制的」な被官関係を經由することによつて軍勢動員が行なわれている。これに対し、上杉氏守護国では、一国単位の「一揆」の形をとつた、いわば領域内の人々一般に対して機能する「統治権」に基づいて軍勢動員が行なわれていて、両者が並列されているのである。

また、上総は前述の如く応永中期まで大懸上杉氏の守護国であつたが、上杉禅秀の乱の後、数次にわたつて「上総本一揆」と称する禅秀余党勢力が蜂起している。⁽¹⁸⁾この「上総本一揆」の主導者は榛谷重氏と伝えられ、これは大懸上杉氏の被官で武蔵国の守護代などをつとめた埴谷氏⁽²⁰⁾の一族と推測されるから、「上総本一揆」は、大懸上杉氏が上総守護であつた時期に「守護権」の行使を通じて構成された軍勢動員体制——一国単位の「一揆」可能性を前提として形成されたものと推測することができる。そして、大懸上杉氏に代つて新たに守護となつた宇都宮氏の守護権に基づく軍勢動員可能性との対比において「本」の字が冠されたものと解釈するなら

ば、ここにも「一揆」と守護の軍事指揮権との密接な関連が見て取れるであろう。

ところで、こうした一国単位の「一揆」という形をとった軍勢動員が成立するためには、そうした「統治権的」な権限の発動によって動員の対象となる人々が、少なくともある程度均質な人々として存在し、公方なり守護なりによる一括把握が可能となっていなければならない。「守護クラスの豪族」の（いわば私的な）勢力の存在は、そのような把握を阻害するものであろう。つまり、「守護クラスの豪族」の存在の有無は、「一揆」型の軍勢動員の可否を左右し、従って人々一般に及ぶ公方―守護の「統治権」の機能の在り方に重大な影響を及ぼし、「守護」の機能の基盤に決定的な差異を生ぜしめたと考えられるのである。

周知の如く、関東のほぼ西半の守護職を占めた上杉氏は、足利氏と縁戚関係にある譜代の近臣として鎌倉公家の側近を固め、鎌倉府体制——それは研究者によって「公方―上杉氏体制」と表現されたりする——を支える一方の柱を形づくった存在であり、それ故にいくつかの国の守護を委ねられたわけであるが、上野・伊豆などの守護国にはいわば「外来の守護」として臨んだのであって、拠るべき私的な支配網を持たない存在であった。

そのことが、上杉氏の持つ守護権の形態、軍勢動員の形態を規定していた——「守護であること」に基礎づけられた守護権の在り方、軍勢動員の機能の仕方がそこに示されていたということが出来る。そして、そうした「守護であること」によって国内の人々一般に及ぶ軍勢動員の機能は、やがては上野国において典型的に見られるように、上杉氏被官組織形成のモメントとして作動するようになる。峰岸氏が指摘したように、応永末年以降、上野国における武士たちの動向には、かつての「一揆」構成員ないしその同族が上杉氏被官と

して取り込まれゆく、という傾向が見られるようになる。⁽²¹⁾しかしそれは、峰岸氏が主張するような、「国人の自律的結合」対「守護権力による編成」という対抗関係のなかで生じた変化というよりは、上杉氏のもとに構成される軍勢動員態勢の形態の変容として——つまり「守護である」ことに根拠づけられて一国単位に構成される軍事指揮権を経由して国内の人々一般に及ぶ形態から、「守護である」ことに必ずしも依存せず、従つて国内の人々一般にでなく、上杉氏と特定の関係にある「被官」に対して及ぶ形態への転換として、理解されるべきものではないであろうか。

換言するならば、主として「一揆」の形態をとつた段階における上杉氏の軍勢動員態勢は、上杉氏のもとで完結した自立的なものではなく、幕府なり鎌倉府なりのもとで構成される、より大きな「統治権」構造のなかでこそ存立することができたといえる。そのことが、上杉氏の「守護」としての権能の在り方や、幕府ないし鎌倉府との関係の在り方に规定的な影響を及ぼす制約条件となつていたのではないか。そして、「一揆」から「被官」組織への編成替えは、そうした制約条件に対する上杉氏の対応——より大きな「統治権」構造の転を脱して、自立的な軍勢動員の基盤を構築しようとする目論見のあらわれとして解釈されるのではなからうか。

さて、これまで見てきたのは、軍勢動員の形態にあらわれた「守護」権能の、「上杉氏とその他の守護」との間の差異についてであり、そのような差異を生ぜしめた条件を「権力の二元論」と関連づけて述べてみよう。試みてきたのであるが、同様の条件が、平時における「守護権」の在り方をどのように規定していたのかについても、検討すべきであろう。以下においては、平時における「守護権」の形態を、「使節遵行」の機能を通して検討してみることとする。

まず一般的な話としては、「使節遵行」の制は鎌倉後期にはじまる「下知」執達の手続であり、当初は個別案件ごとに幕府ないし六波羅探題によって「兩使」が指名されて現地に赴き、係争地の「沙汰付」にあたったが、鎌倉末期には各国の守護を介して行なわれる（実際には守護↓守護代↓守護使の順に執達され、守護使が「沙汰付」にあたった）ことが多くなり、更に室町幕府のもとにおいては「使節遵行」は「大犯三箇条」⁽²²⁾「新田狼藉」と並ぶ守護の職務として規定された。その制度的な沿革については、古澤直人・外岡慎一郎両氏の研究があるが、まずは以上の如きごく大雑把な認識のもとに、鎌倉府管国における遵行使節の実態について検討してみる。実は、この点についても、上杉氏守護国とその他の国とで注目すべき差異が見出されるのである。なお、以下の話はだいたいのところ、氏満・満兼及び持氏期（貞治年間〜永享の乱）を念頭においている。

まず上杉氏守護国について見ると、上野・伊豆両国と武蔵国とで若干の差異が見出されるので、その点に簡単に言及しておこう。上野・伊豆両国では、「使節遵行」はほぼ一貫して、守護（山内上杉氏）を介し守護代から守護使へという経路を経て行なわれているのに対し、武蔵国では、守護を介さずに鎌倉公方御教書を両使にあてて「沙汰付」を命じた事例が、氏満前期、及び上杉禪秀の乱直後の一時期に集中的に見出される。

武蔵国の守護は関東管領が兼帯したとするのが通説⁽²³⁾であり、実際に関東管領から守護代相当の被官を経て遵行使に「沙汰付」命令が執達された事例も多く、また関東管領以外の人物の守護在職徴証も見出されない。この通説を殊更に否定する材料はない。一方、武蔵国の守護が他国の守護と異なる特異性を有していたことは、第一に、上野・伊豆や上総など、上杉氏が守護に任せられた他の国と異なり、（発給されなかったとは断言しえないものの）武蔵国の守護に補任する、或いは守護職の相傳を認可する旨の文書（補任状・安堵状）が残存し

ていないこと、第二に、勝守すみ氏によると、通常は守護に属すると考えられている国内の闕所地処分権が、武蔵国については鎌倉公方に帰属していたこと⁽²⁴⁾、などからうかがわれる。更に、南北朝初期に武蔵国が室町幕府の料所であったとされていることを勘案するならば、以上の事情の背景についての一つの解釈として、この時期の武蔵国が原則的には鎌倉公方の直轄国であり、従って本来の守護は鎌倉公方であって、関東管領は鎌倉公方の代官であるが故に守護権を代行した、とする解釈が成り立ちうるかとも思われる。

ついで、上杉氏守護国から「それ以外」へと変化した上総国についてみると、犬懸上杉氏が守護であった時期、宇都宮持綱が守護に補任された時期、いずれももっぱら守護を介した遵行手続がとられている。上杉禪秀の乱の後、持綱が守護に補任されるまでの間は、鎌倉公方ないし関東管領から両使にあてた遵行命令が出されているが、これは勿論、守護不在の状況に対応した措置として解釈されるものであり、上総国においても守護を介した遵行という手続が原則的なものであったと理解してさしつかえあるまい。

さて、以上の諸国における使節遵行の手続には、確かに差異があるものの、いずれにも共通するのは、一国を単位とした守護の職務・職権を基幹的な枠組として、遵行のシステムが構成され、運用されていたという点である。この点、上杉氏守護国以外の諸国ではどうであったか。

例えば常陸国。鎌倉時代に守護職を世襲した小田氏にかわり、室町幕府―鎌倉府体制のもとで常陸国守護となったのは佐竹氏であった。⁽²⁶⁾佐竹氏は常陸北半部を主たる勢力圏としていたが、鎌倉府から遵行命令が発せられたのはほぼ常陸南半部に限られており、しかもその南半部について、鎌倉公方から直接両使にあてた遵行命令や、常陸大掾氏を介した遵行の事例がある。⁽²⁸⁾また、至徳二年、円覚寺造宮棟別銭の賦課にあたって、各国

の守護に徴収が命ぜられたなかで、常陸国については、守護佐竹氏のほかに「一族同名并自身知行分」について小田氏に徴収が命ぜられている⁽²⁹⁾。

また下野国。この国は、鎌倉時代以来小山氏が守護職を世襲してきたが、康暦二年の「小山義政の乱」の後、鎌倉公方直臣の木戸法季が一時守護職を代行し、ついで小山氏と同族の結城氏が守護となった⁽³⁰⁾。下野国における使節遵行は、「小山義政の乱」直後の一時期を除いては、おおむね守護を介して行なわれたが、永和三年の円覚寺造宮棟別銭賦課に際しては、守護小山氏と宇都宮氏に同文の催促状が発せられており、また応永末年になると、一族の押領停止を守護を介さず、鎌倉公方の持氏が宇都宮彈正少弼にあてて書状で依頼した事例がある⁽³²⁾。更に、やや特殊な地域であるが、足利庄内に関しては下野守護が関与することはなく、使節遵行の必要がある場合には隣国上野の守護（つまり関東管領）が守護代に遵行を命じている事例が見られる⁽³³⁾。

同様のことは下総国でも見出され、鎌倉時代以来一貫して千葉氏が守護職を世襲してきた同国内の一部、葛西御厨に関しては、隣国武蔵の守護（つまり関東管領）から守護代に遵行命令が執達されている⁽³⁴⁾。

以上、いくつかの国について簡単に見てきたように、これらの諸国においては、使節遵行の手続は一国単位で完結した形をとっていない。「上杉氏守護国」においては一国単位で構成されたのに対し、「それ以外」の諸国においては、常陸・下野の例に見る如く、複数の「守護クラスの豪族」の存在に対応して、局所的な条件に依存した遵行手続が採用されているのである。つまり、そのような状況のもとにおける「守護の権能」は、「守護であること」によって一国単位に機能するのではなく、一定の領域内においていわば私的な勢力を有するが故に、「守護クラスの豪族」は守護に相当する権能を担うことになるのである。これは勿論、さきに見た

軍勢動員のシステムと相似の構造とすることができる。

ところで、そもそも「遵行」とは、具体的にはどのような手続であつたのか。「遵行」の手続に関して、最近、つぎのような考えが提示されている。⁽³⁵⁾

すなわち、この制が登場した鎌倉末期について見ると、下知に基づく論所の「沙汰付」を命ぜられた遵行使節が現地に行なうことは、まず下知の旨を「触申」すことであり、それに応じた行動を当事者に促すことであつた。当事者がこれに応じなかつた場合には、使者は請文を以て幕府ないし六波羅に報告し、別命をまつて再度現地に赴き、「近隣地頭御家人」らを動員して再度「沙汰付」を試みる。こうしたことから、「沙汰付」の手続そのものは、使節による実力行使を伴う強制執行ではなく、「近隣地頭御家人」の介入の可能性を念頭に置いた当事者及び周辺の人々の対応によって遂行されるものではないか。日本中世においては、実力行使の手段と機会是個々人ないしその集団によって広汎に分有されており、「法」にせよ「下知」にせよ、その効力を最終的に保証するのは、そうした個々人ないしその集団の実力行使の可能性の総和であつたから、そうした条件のもとでの「使節遵行」の手続は、いわば現地周辺における実力行使の方向を示すことによつて「下知」を有効ならしめようとするものであり、それはすなわち、所領領有の「正当性」を明示することにはほかならず、幕府によつて認知されたその「正当性」が、現地周辺の人々によつて受け容れられるであろうという人々一般の期待のもとに機能したのではないか、というのである。そして、こうした考えに立つて、「下知違背之咎」制を、鎌倉幕府が「下知」を在地社会に「強圧的に」執行するための装置とする古澤直人氏の説⁽³⁶⁾に対し異議を唱えている。

すなわち、「下知違背之咎」が実際に適用され執行された事例として古澤氏が挙げた薩摩国の事例——それは、「下知違背之咎」に問われながらなおなかなか従おうとしない者の所領を、まず五分の一、ついで残りの四分の一、更にその残りの三分の一というように、要するに最初の所領の五分の一ずつを、段階を追って召し上げるべきことを使節に命じた一連の文書なのであるが——これは、実際に執行された「召上」処置の諸段階を示しているというよりは、繰り返して「下知違背之咎」を宣告されながらも依然として命令に従おうとしない敗訴者に、鎮西探題が手を焼いている状況として理解すべきではないか。「下知違背之咎」制の意味は、「強制執行」にあるのではなく（それが可能であるなら、直ちに「下知」そのものを執行すればよいのだから）、「下知違背之咎」を理由として論所以外の敗訴者の所領領有の由緒を否定し、現地周辺の人々一般の「正当性」認識を規定することにあつた、と主張するのである。

そうだとすれば、「使節遵行」という手続を経た「下知」の機能は、局所的・具体的な社会関係のなかで規定されるということになり、例えば「悪党」に対する地域的な「同心」の可能性など、さまざまな局所的な事情によつてその効力が著しく減殺される可能性があつた。だからこそ、初期の使節選任は、外畠氏が明らかにしたように、国によつては特定の御家人一族に集中していたり、事実上遵行使節の指定を荘園領主みずから行なつた例も見られるなど、「在地社会との関係を重視して」³⁷ 現地の個別具体的な事情を顧慮しながら個別に行なわれたのであつて、現地周辺の既存の秩序構造を利用することによつてはじめて「使節遵行」の制が構想された、といえる。それは、幕府の一律的な「制度」によつて直接ではなく、局所的・具体的な社会関係に依拠して、いわば間接的に「地域」を制御しようとする試みであつたわけであるが、たとえ間接的ではあつ

ても、「中央」から「地域」を制御する制度的な回路が開かれたことは、国制上の重要な変革である、と考えるのである。

このように考えてくると、以上のような形で出発した「使節遵行」が、室町幕府のもとで守護の職務として一律に規定されたことの意味は頗る大きいものとなる。それは、所領領有の「正当性」を示す手続が、幕府―守護体制のもとに一律のものとして定立されたことを意味し、一国単位とした「公権力」の機能が、諸国一律の体制によつて基礎づけられるようになったことを示すものだからである。一国単位の軍勢動員態勢が登場したことと同様、これが、「守護領国」の制度的な基礎づけにほかならないのであつて、特にこのことは、その国在来の豪族でない足利一門の諸氏が守護としての権能をふるい取るための条件として想定される。

以上、きわめて大雑把ながら、「使節遵行」に関する一つの考え方をみてきたわけであるが、このような考え方を念頭に置きながら「中世後期の東国」に立ち戻つて、東国守護の在り方を考えてみようと思う。

「中世後期の東国」について見ると、前に述べたように、「上杉氏守護国」以外の諸国では、守護の権能が一国単位で完結せず、「守護クラスの豪族」の存在によつて地域的な偏差を生じていたことは、これらの諸国で在来の「守護クラスの豪族」が守護に任せられることが多かつたことと併せて、幕府―守護体制が一国単位の地域秩序を基礎づけるといふ構図が、東国では必ずしも十分に機能してはおらず、「守護クラスの豪族」の私的な支配網に依存する度合が大きかつたということの意味しているであらう。

そのことは、最初に掲げた問題、すなわち「上杉氏以外の守護の補任」をめぐる問題に関しても、重大な意味を持つと思われる。上杉氏の守護職権は、幕府からの補任によつて基礎づけられ、一国支配の権能を契機と

して被官群を形成していったわけであるが、「上杉氏以外の守護」は、多くの場合、「守護」というタイトルに先行する事実としての私的な支配網の存在を前提として職務を担ったということができる。とすれば、そうした豪族を守護に補任するということは、一国単位の支配機構を上から設定することではなく、既存のどの私的な支配網を認知し把握するかという、選択にほかならない。では、そうした状況のなかで守護の「補任権」をめぐって幕府と鎌倉府との間に生じた争いは、どのような争いだったのであろうか。

当面もつとも考えやすいのは、この争いが実は「補任権の所在」といった抽象的な次元のものではなく、ある国の守護に誰を補任するか、という個別具体的な次元の政治問題ではなかったか、ということである。それはつまり、「守護クラスの豪族」が握っている私的な支配網を、幕府なり鎌倉府なりがどのような形でみずからの影響下に取り込むか、という問題である。それは、「守護」というタイトルを与えて、国内の他の「守護クラスの豪族」に対する優越した正統性を主張せしめ、幕府対鎌倉府という対抗関係のなかで、それぞれの国内の秩序を規律する主導権をいずれに掌握させるか、という政治問題である。各国の個別の事情に規定される政治問題であるから、「守護」の権能が安定するためには、幕府と鎌倉府双方の了解があることが望ましいのはいうまでもない。幕府・鎌倉府両府間の政治的な関係が良好であれば「補任」をめぐる問題は顕在化しないが、例えば、常陸国の守護職をめぐる争いが、佐竹氏を推す鎌倉府と、佐竹氏の同族で京都扶持衆である山入氏を推す幕府との間で、「半国守護」という政治的な妥協が図られたように⁽³⁸⁾、両府の間に意向のズレが生じた場合には、いずれか一方が他方の反対を押し切つてみずからの意向を貫きうる「補任権」を掌握したのではないのではあるまいか。

このように考えてくると、例えば武蔵国で見られる、鎌倉公方御教書をうけた——つまり関東管領Ⅱ武蔵守護を介さない——両使遵行の事例に、以下のような解釈を与えることができはしないか。

武蔵国における両使遵行は、前に触れたように、氏満前期や禅秀の乱直後など、鎌倉府と室町幕府との間、あるいは鎌倉公方と関東管領との間に政治的な摩擦を生じた時期に集中して見られる（鎌倉公方氏満が鎌倉と対立した際に関東管領上杉憲春が諫死しているなど、この頃から上杉氏、とりわけ山内上杉氏は、幕府との間に緊密な連絡を維持し、しばしば鎌倉公方の反幕府行動を抑制する役割を果たしたことが指摘されている³⁹）。

このことは、「鎌倉府対室町幕府」「鎌倉公方対関東管領」という二つの対立関係が、相互に密接に結びついたものであったであろうことを推測させる。そうした対立関係のなかで武蔵国における両使遵行が、鎌倉公方にとって、「公方直轄国」としての武蔵国における、守護（つまり関東管領）を介さない下知直接執達の回路として機能した、と考えることができるかもしれない。さらに、東国諸国について述べてきたところに従い、使節遵行をめぐる問題と軍勢動員をめぐる問題が相似の問題であるとするならば、それは、武蔵国内の武士たち一般の動員可能性を、鎌倉公方が直接に掌握するための装置としての意味を持ちえたはずである。

そうしたことから、また守護の補任をめぐる争いが存在したことから、「守護」というタイトルが一国支配を十全には基礎づけられないという状況下にあってもなお、「守護」というタイトルが国内の人々に対してある程度有効な説得力を持ちえたであろうとはいえる。しかし、守護に対する指揮権を主張する政治権力が二重に存在し、その両者がしばしば対立しているという状況が、「東国守護の特質」を規定する重要な要因であったことは容易に推察されるであろう。そこにこそ、「東国守護の特質」をめぐる研究の指針を見出しうるので

はあるまいか。

さて、結局のところ、「鎌倉府」とは何だったのか。

ひとところ盛んに唱えられた「東国独立国家論」⁽⁴⁰⁾は、室町時代の東国社会を室町幕府体制から相対的に独立した秩序領域と捉え、鎌倉府をその頂点に立つ統治権の所在として位置づけようとするものであった。たしかに、文化的な次元では東国と西国の差には大きなものがあつたし、政治的な次元においても、駿河国を関東との「国境」として重視する意識が幕府中枢に存在したなど、東国（関東）が西国との対比で観念されるひとまとまりの地域であつたことは間違いないであろう。

しかし、この地域が独立完結した秩序構造をなしていたかという点、決してそうではない。まして、この地域の秩序構造の頂点に鎌倉府が位置し、その「統治権」によってこの地域の秩序構造が基礎づけられていたとはいえないように思われる。第一に、「守護であること」に基盤を置いた上杉氏の権能は、室町幕府による「補任」によって基礎づけられており、従つて上杉氏の守護権は、室町幕府体制の「統治権」のもとで人々一般に対して機能するものであつたし、第二に、「私的な支配網」に権能行使の基盤を置いた上杉氏以外の「守護クラスの豪族」について見ても、「京都扶持衆」の存在に見るように、反鎌倉府の立場をとる豪族たちと統合する契機が室町幕府によって与えられたことから、鎌倉府が「東国国家」を統べる独立の政権であつたとはいいがたいのではあるまいか。

そうしたことは、「鎌倉府の基盤」という問題にも関連する。例えば鎌倉府体制の研究を精力的に進めてきた山田邦明氏は、鎌倉府体制は(1)経済的基盤としての直轄領と、(2)軍事的基盤としての奉公衆とによって支え

られていた、としているが、⁽⁴²⁾そうした見方は、「鎌倉府の」いわば公的な権能の基盤をというよりは、「関東足利氏の」いわば私的な勢力基盤を捉えたものである。東国社会を統べる「公権力」としての「鎌倉府の基盤」を論ずるのであれば、東国の人々一般に対して及ぶ「統治権」の構造が、まずなによりも問題とされなければならぬであろう。そして、「公権力」としての鎌倉府の権能が、室町幕府の存在によつて、東国内部で完結しえない構造になっていたことが、鎌倉府が「独立政権」たりえなかつたことを示している。応永後期、幕府との対立があらわになった時期に、そうした「統治権」構造によらない関東足利氏の「私的」な基盤としての奉公衆の整備が急がれたことも、⁽⁴³⁾「統治権」構造をみずからの基盤となしえず、「公権力」として完結しえなかつた関東足利氏の権力の質的な変容を、如実に反映した現象だつたのではないであろうか。

以上のように、室町幕府・鎌倉府、そして上杉氏、さらには「守護クラスの豪族」と、諸勢力の動向や思惑が複雑に絡み合つた東国社会は、或る意味では、「幕府—守護体制」を権力の「二元論」を応用しながら論ずる恰好のフィールドともなるであろう。「守護制度」「使節遵行制度」等々の「制度」によるひとしなみの社会制御という、或る意味では近代的な思考の枠組が、中世社会を理解するうえで必ずしも有効なものでないことは、近年しばしば指摘されているところである。そこで必要とされていることは、中世社会に生起するもろもろの諸現象を、直ちに「制度」の枠組のなかに押し込めるのではなく、具体的な事実群にいったん還元して解析することなのであり、中世後期東国の複雑な状況は、そうした作業のためにさまざまな素材を提供してくれるに違いない。

今回の報告は、問題の所在を指摘するにとどまつたが、こうした問題を論ずるにあたって、何かの参考にな

れば幸いである。

- (1) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』東京大学出版会、一九六〇年。のち『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、に収載)・「室町幕府論」(岩波講座『日本歴史』7、中世3、岩波書店、一九六三年。のち『日本中世史論集』に収載)
- (2) 伊藤喜良「室町期の国家と東国」(『歴史学研究』一九七九年度大会特集『世界史における地域と民衆』)
- (3) 市村高男氏は「鎌倉公方と東国守護」(『歴史公論』八一八、特集守護大名、一九八二年)のなかで、「上杉氏をのぞく関東の守護補任権も鎌倉公方の掌握するところであったと解される」と、伊藤説に立ち、山家浩樹氏も「上総守護宇都宮持綱」(『日本歴史』四九〇、一九八九年)において、「関東各国の守護の補任権については、伊藤喜良氏「室町期の国家と東国」参照」として伊藤説を採っているように思われる。これに対し、今谷明氏は、しばしば事後承諾のかたちをとらざるをえなかったとはいえ、守護職の任免は幕府が直接行使した、と従来の説に立っている(『日本国王と土民』集英社、一九九二年)。伊藤説が一般にどう受取られているのか、私には明らかでない。
- (4) 佐藤進一「室町幕府守護制度の研究上」(東京大学出版会、一九六七年)第二章「上総」参照。
- (5) 『満濟准后日記』応永二十四年八月七日条、同年十月十七日条
- (6) 『満濟准后日記』応永二十五年九月十五日条
- (7) 『満濟准后日記』応永二十五年十月十二日条
- (8) 『満濟准后日記』応永三十二年閏六月十一日条。なお、註(6)『満濟准后日記』応永二十五年九月十五日条に見える「自鎌倉補任」を、鎌倉公方から補任状を与えられた、と解する必要はないであろう。
- (9) 峰岸純夫「上州一揆と上杉氏守護領国体制」(『歴史学研究』二八四、一九六四年。のち『中世の東国』東京大学出版会、一九八九年、に収載)

- (10) 例えば佐藤博信「戦国期における東国国家論の一視点」(『歴史学研究一九七九年度大会特集 世界史における地域と民衆』のち『戦国大名論集』3 東国大名の研究) 吉川弘文館、一九八三年 に収載)
- (11) 註(4)所引『室町幕府守護制度の研究上』の各国の項参照。
- (12) 『鎌倉大草紙』(群書類従二十輯)
- (13) 註(9)所引論文
- (14) 福田豊彦「国人一揆の一側面——その上部権力との関係を中心として——」(『史学雑誌』七六一一、一九六七年)
- (15) 大日本古文書『島津家文書之一』正応六年三月廿一日 関東御教書
- (16) 群書類従二十二輯
- (17) 註(9)所引論文参照。
- (18) 『鎌倉大草紙』(群書類従二十輯)
- (19) 『喜連川判鑑』(續群書類従五輯上)
- (20) 『大慈恩寺文書』応永十一年九月十五日武威守護上杉朝宗遵行状 応永十一年九月廿三日武威守護代埴谷某打渡状など参照。
- (21) 註(9)所引論文参照。
- (22) 古澤直人「鎌倉幕府法の変質」(『史学雑誌』九七一三、一九八八年。のち『鎌倉幕府と中世国家』校倉書房、一九九一年 に『鎌倉幕府法の効力』として収載)。
- (23) 外岡慎一郎「六波羅探題と西国守護」(『日本史研究』二六八、一九八四)
- (24) 勝守すみ「山内上杉氏の領国支配と守護代」(『群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編』一八、一九六九年。のち『関東武士研究叢書』6 長尾氏の研究) 名著出版、一九七八年 に収載)
- (25) 『神奈川県史通史編1』第三編第三章第一節三、一九八一年
- (26) 註(4)所引書

- (27) 『円覚寺文書』永徳三年十月六日鎌倉公方御教書（税所安房守充てのものと吉原薩摩守充てのもの）
- (28) 『畑田文書』応永十九年正月廿九日大掾満幹遵行状
- (29) 『円覚寺文書』至徳二年三月廿五日関東管領上杉憲方施行状
- (30) 註(4)所引書第三章「下野」
新川武紀「下野国守護沿革小考」（『栃木県史研究』二二、一九八一年）・「下野国守護沿革再論」（『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年）
- (31) 『円覚寺文書』永和三年十一月十七日関東管領上杉憲春奉書。小山下野守義政充てのものと宇都宮下野守基綱充てのものとの二通ある。
- (32) 『皆川文書』九月九日足利持氏書状
- (33) 『鶏足寺文書』応永十三年八月十九日関東管領家奉行入連署奉書。このときの関東管領上杉憲定は上野国の守護を兼帯していた。
- (34) 『樺本文書』応永三十四年六月一日武藏守護上杉憲実遵行状
- (35) 新田一郎「日本中世における法の機能の変容(一)」（『国家学会雑誌』一〇六一三・四、一九九三年）・「日本中世の国制と天皇」（『思想』八二九、一九九三年）
- (36) 註(22)所引論文
- (37) 外岡慎一郎「使節遵行に関する覚書」（『敦賀論叢（敦賀女子短期大学紀要）』七、一九九二年）
- (38) 註(8)所引史料
- (39) 『神奈川県史通史編1』第三編第三章参照
- (40) 例えば網野善彦「東と西の語る日本の歴史」そして、一九八二年のうち特に「東の文化と西の文化」など。
- (41) 『満濟准后日記』永享五年六月一日条・同年九月十二日条・同六年十二月三日条参照
- (42) 山田邦明「南関東における鎌倉府直轄領の研究」（『日本史研究』二九三、一九八七年）・「鎌倉府の奉公衆」（『史学雑誌』九六一三、一九八七年）
- (43) 前註所引「鎌倉府の奉公衆」

（本稿は、一九九三年六月十九日の学習院史学会大会において行なった講演に註を付したものである。）

（史学科 教授）